

置賜定住自立圏の形成に関する協定書

米沢市（以下「甲」という。）と高畠町（以下「乙」という。）は、置賜定住自立圏（米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町及び飯豊町の区域（以下「圏域」という。）に必要な都市機能及び生活機能を確保することにより、当該圏域の住民が安心して暮らせるための定住自立圏をいう。）を形成するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、置賜定住自立圏を形成するため、相互に役割を分担し、連携を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野において相互に役割を分担し、連携して取り組むものとする。

（連携して取り組む政策分野及び内容等）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は次の各号に掲げるものとし、その具体的な取組（以下「連携する取組」という。）の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に当たっての費用負担等）

第4条 連携する取組を推進するため必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、甲乙協議してそれぞれ当該費用を負担するものとする。

2 前項の連携する取組の推進、費用の負担に必要となる手続その他の事項については、甲乙協議してその都度別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定を変更しようとするときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめそれぞれの議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

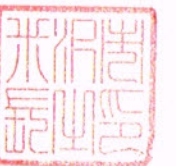
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年6月29日

甲 米沢市金池五丁目2番25号
米沢市

米沢市長

中川 勝



乙 高畠町大字高畠436番地
高畠町

高畠町長

寒河江 信

